

添付書類一覧表

		必要書類	
		(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の事業の用に供する施設	(特別管理) 産業廃棄物処分業の事業の用に供する施設
<b>1 事業計画の概要</b>			
(1) 事業の全体計画	1	●	●
(2) 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類	1	●	●
(3) 取引内容	2~4	●	●
(4) 業務の具体的な計画	5	●	●
(5) 環境保全措置の概要	6	●	●
(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律以外の法令に基づく許可・認可・届出等を必要とする場合にあっては、その概要	7	●	●
<b>2 事業計画者の身分を証明する書類等</b>	8	●	●
<b>3 事業場の概要</b>			
(1) 所在地	9	●	●
(2) 土地の状況	10	●	●
(3) 周辺の状況	11	●	●
(4) 案内図	12	●	●
(5) 産業廃棄物運搬車両運行計画	13	●	●
<b>4 産業廃棄物処理施設の概要</b>			
(1) 運搬施設及び運搬容器	14~17	●	—
(2) 処理施設	18~21	—	●
(3) (積替)保管施設	22~23	●	●
<b>5 維持管理計画書</b>	24	—	○
<b>6 埋立処分計画書及び災害防止計画書</b>	25	—	○
<b>7 特別管理産業廃棄物の性状の分析に関する事項</b>	26	—	○
<b>8 技術的能力を説明する書類</b>	27	●	●
<b>9 生活環境配慮書</b>	28	●	●

● : 必要

○ : 計画の内容により必要

— : 不要

# 1 事業計画の概要

(1) 事業の全体計画（変更計画にあっては、変更部分を明確にして記載すること。）

事業の目的、背景・理由を含め、事業概要を記載

(2) 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類

種 類	変更前	新規・変更後	限 定 等
	積替え保管なし 又はありの別 若しくは処分方法	積替え保管なし 又はありの別 若しくは処分方法	
廃プラスチック類		積替え保管なし	※石綿含有産業廃棄物を除く
		積替え保管あり	※廃蛍光管に限る ※石綿含有産業廃棄物を除く
金属くず		積替え保管なし	
		積替え保管あり	※廃蛍光管に限る
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		積替え保管なし	※石綿含有産業廃棄物を除く
		積替え保管あり	※廃蛍光管に限る ※石綿含有産業廃棄物を除く

廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類にあっては、石綿含有産業廃棄物の有無を記載

備考

- 1 変更計画の場合は、従前の許可証を添付してください。
- 2 事業計画が収集運搬業と処分業の両方に係る場合には、それぞれ別に作成してください。

## (3) 取引内容

## ア 引受先予定事業者（排出事業者）及び取扱量

引受先事業者（排出事業者）	(特別管理) 産業廃棄物の種類	取扱量(t/月)
名称：〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 解体工事業登録 埼玉県知事〇〇号 住所：さいたま市浦和区△△△ (電話番号：048-〇〇〇-〇〇〇) 排出場所：埼玉県内の各建設工事現場 業種：建設業、解体業	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	30 t
	小 計	30 t
名称：△△株式会社 代表取締役 △△△△ 住所：さいたま市△△区△△ (電話番号：048-△△△-△△△) 排出場所：埼玉県内の各店舗 業種：宿泊業	廃蛍光管	0.5 t
	小 計	0.5 t
名称：□□株式会社 代表取締役 □□□□ 住所：さいたま市□□区□□ (電話番号：048-□□□-□□□) 排出場所：埼玉県内の各事務所 業種：飲食サービス業	廃蛍光管	0.5 t
	小 計	0.5 t
名称：◇◇株式会社 代表取締役 ◇◇◇◇ 住所：さいたま市◇◇区◇◇ (電話番号：048-◇◇◇-◇◇◇) 排出場所：埼玉県内の各店舗 業種：小売業	廃蛍光管 廃プラ（プラスチック製容器等） 金属くず（空き缶等）	1.0 t 10 t 50 t
	小 計	61.0 t
	合 計	92.0 t

## 備考

- 「取扱量」は、1か月の平均数量を記入し、「小計」には各事業者ごとに1か月の取扱量の小計を出して記入し、「合計」には、それらの合計を記入してください。
- 変更計画の場合は、変更に係るものについて記入すること。

(3) 取引内容

イ 産業廃棄物の排出工程及びその性状等

○ ○ ○ 建設(株) : 一般家屋等の解体に伴って排出される産業廃棄物

解体工事



○ ガラス、廃石膏ボード

→ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

○ その他の事業者 : 照明器具の老朽化に伴って排出される産業廃棄物

各店舗



○ 廃蛍光管

→ 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

○ プラスチック製容器等

→ 廃プラスチック類

○ 空き缶等

→ 金属くず

備考

- 1 予定排出事業者ごとに、産業廃棄物の排出工程のフロー図を作成してください。  
作成にあたっては、発生施設名又は発生作業名及び必要に応じて具体的な廃棄物の性状等を記入してください。
- 2 必要に応じて、廃棄物の性状等に関して参考となる書類等を添付してください。
- 3 有害物質に係る濃度基準が定められている特定有害産業廃棄物を取り扱う場合は、排出事業者が発行する分析証明書の写し等を添付してください。

許可証又は売買契約書のとおり記載

(3) 取引内容

ウ 引渡先予定事業者（処分業者、売却先）

引渡先事業者（処分業者、売却先）	(特別管理) 産業廃棄物の種類	業の区分	処分方法
名称：株式会社○○ 所在地：○○県○○市○○ （電話番号：048-○○○-○○○） 許可番号：○○○○○○○○○○○○○○	<b>廃プラスチック類（廃蛍光管に限る）</b> <b>金属くず（廃蛍光管に限る）</b> <b>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る）</b>	中間処分	○○
名称：株式会社△△ 所在地：△△県△△市△△ （電話番号：048-△△△-△△△） 許可番号：△△△△△△△△△△△△	廃プラスチック類	中間処分	破碎
名称：株式会社□□ 所在地：□□県□□市□□ （電話番号：048-□□□-□□□） 許可番号：□□□□□□□□□□□□	金属くず	中間処分	圧縮
名称：株式会社◇◇ 所在地：◇◇県◇◇市◇◇ （電話番号：048-◇◇◇-◇◇◇） 許可番号：◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇	<b>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず</b>	中間処分	破碎

備考

- 「業の区分」は、中間処理、再生、最終処分の別を記入してください。
- 「処分方法」は、焼却、破碎、中和、埋立、再生（具体的な方法）、売却（具体的な売却先における処理方法）等を記入してください。
- 許可証の写し又は売買契約書等の取り引きを証明する書類を添付してください。

(4) 業務の具体的な計画（業務を行う時間、休業日、組織図及び従業員数及び産業廃棄物の処理以外を行う場合にあってはその概要を含む。）

○ 業務を行う時間

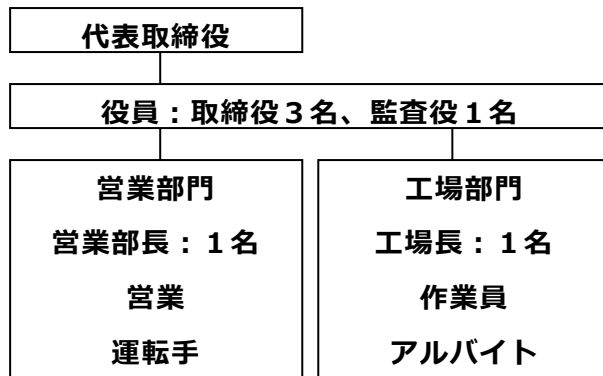
始業・就業時間：8時半～18時（休憩1時間を含む）

作業時間：9時～17時（休憩1時間を含む）

○ 休業日

土日、祭日、12月30日～1月3日までの間

○ 組織図



○ 従業員数

55人（令和〇〇年〇月〇日現在）

従業員数内訳

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

役員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に定める使用人	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5人	0人	10人	10人	20人	10人	55人

(5) 環境保全措置の概要

ア 収集運搬又は処分に際し講じる措置

次の事項について記載すること。

- ・ (特別管理) 産業廃棄物の飛散・流出の防止措置
- ・ 施設の稼働に伴う悪臭の防止措置
- ・ 施設の稼働に伴う騒音の防止措置
- ・ 施設の稼働に伴う振動の防止措置 など

イ (積替え) 保管施設において講じる措置

次の事項について記載すること。

- ・ (特別管理) 産業廃棄物の飛散及び流出の防止措置
- ・ (特別管理) 産業廃棄物の地下浸透の防止措置
- ・ 悪臭発散の防止措置
- ・ ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生の防止措置
- ・ 汚水による公共用水域及び地下水の汚染防止措置
- ・ 石綿含有産業廃棄物とその他の物との混合防止措置 など

ウ その他

処理施設、保管施設以外の

- ・ 収集運搬車両の搬出入の方法
- ・ 清掃、害虫駆除等の清潔の保持の方法 など

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律以外の法令に基づく許可・認可・届出等を必要とする場合にあつては、その概要

関係各課と協議し、許可申請、届出が必要となる場合は、その概要を明記



## 2 事業計画者の身分を証明する書類等

### (1) 事業計画者が法人の場合

#### ア 定款又は寄附行為の写し

#### イ 登記事項証明書

過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できる会社の履歴事項全部証明書  
又は登記簿の謄本

※ 過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できない場合には、**閉鎖事項全部証明書**又は**閉鎖登記簿謄本**も併せて添付してください。

### (2) 事業計画者が個人の場合

#### ア 住民票の写し（本籍〔外国人にあつては、国籍等〕の記載のある住民票の写し。）

#### イ 成年被後見人又は被保佐人の登記がないことを証明する書類

法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書  
(**登記されていないことの証明書**)

### (3) 事業計画者の法定代理人の身分を証明する書類（計画者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）

#### ・ 法定代理人が法人の場合

##### ア 定款又は寄附行為の写し

##### イ 登記事項証明書

過去5年間の法人名称及び本店所在地の全てが確認できる会社の履歴事項全部証明書  
又は登記簿の謄本

#### ・ 法定代理人が個人の場合

##### ア 住民票の写し（本籍〔外国人にあつては、国籍等〕の記載のある住民票の写し。）

##### イ 成年被後見人又は被保佐人の登記がないことを証明する書類

法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書  
(**登記されていないことの証明書**)

### (4) 政令で定める使用人の地位を明らかにする書類

※ 政令で定める使用人（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7）とは、計画者の使用人で、本店又は支店（又は主たる事務所又は従たる事務所）の代表者、廃棄物の処理の業に係る契約を締結する権限を有する者を言います。

※ 政令で定める使用人を置く場合は、**会社の組織図等**、組織における当該使用人の地位を明らかにする書類を添付してください。

以下の書類は、**発行後3か月以内のもの**を添付してください。

なお、原本を提示することにより、その写しをもって原本に代えることができます。

- ・ 登記事項証明書
- ・ 住民票の写し

### 3 事業場の概要

(1) 所在地

**新規**・変更後（土地利用については、該当部分に○をしてください。）

No	事業場	土地の登記事項証明書 のとおり記載	土地利用
1	所在地（地番）：〒〇〇〇-〇〇〇 <b>さいたま市〇〇区大字〇〇字〇〇100番1 以上1筆</b> 電話番号 <b>048-〇〇〇-〇〇〇</b> (事業場 合計面積 <b>800</b> m <sup>2</sup> )		市街化区域 (用途地域：準工業地域) 市街化調整区域
2	所在地（地番）：〒  電話番号 (事業場 合計面積 m <sup>2</sup> )		市街化区域 (用途地域： ) 市街化調整区域
3	所在地（地番）：〒  電話番号 (事業場 合計面積 m <sup>2</sup> )		市街化区域 (用途地域： ) 市街化調整区域

イ 変更前（土地利用については、該当部分に○をしてください。）

No	事業場	土地利用
1	所在地（地番）：〒  電話番号 (事業場 合計面積 m <sup>2</sup> )	市街化区域 (用途地域： ) 市街化調整区域
2	所在地（地番）：〒  電話番号 (事業場 合計面積 m <sup>2</sup> )	市街化区域 (用途地域： ) 市街化調整区域
3	所在地（地番）：〒  電話番号 (事業場 合計面積 m <sup>2</sup> )	市街化区域 (用途地域： ) 市街化調整区域

※ 所在地のうち筆の一部を事業地として使用する場合は、地番の後に「～の一部」と記入してください。

※ 事業場 合計面積は、筆の全部を使用する場合は登記簿上の合計面積、筆の中に一部を使用する箇所がある場合には、その部分については使用する実測の面積を合計したものを記入してください。

(2) 土地の状況 (事業場ごと及び新規又は変更前後それぞれ作成して下さい。)

登記簿上の所在地	地番	地目	面積 (㎡) ( )は一部面積	所有者
さいたま市〇〇区大字〇〇字〇〇	100番1	宅地	2,000 (800)	本人・他人
			( )	本人・他人
			( )	本人・他人
			( )	本人・他人
			( )	本人・他人
			( )	本人・他人
			( )	本人・他人
			( )	本人・他人
			( )	本人・他人
			( )	本人・他人
			( )	本人・他人
			( )	本人・他人
合 計	1	筆	登記簿上の敷地面積 2,000 ㎡ (事業場の合計面積 800 ㎡)	

- ※ 当該地及び隣接地の土地公図 (発行後3か月以内のものに限る。)を添付してください。
- ※ 当該地の土地の全部事項証明書 (発行後3か月以内のものに限る。)を添付してください。
- ※ 土地公図及び土地の全部事項証明書は、原本を提示することにより、その写しをもって原本に代えることができます。
- ※ 計画者が所有権を有しない場合は、使用する権利を有することを証する書類を添付してください。
- ※ 施設等の所有権を有することを証する書類を添付してください。
- ※ 筆の一部を使用する場合は、控除面積を明らかにする図面を添付してください。
- ※ 事業場の全体平面図を添付してください。

(3) 周辺の状況 (事業場ごと及び新規又は変更後について作成してください。)

ア 計画地周辺の住宅の状況

50m以内 ( 0 ) 戸                      100m以内 ( 5 ) 戸  
 200m以内 ( 20 ) 戸                      300m以内 ( 40 ) 戸  
 至近の住宅までの距離 ( 70 ) m

地図は、方位、縮尺を明記

※ 住宅の状況を示す地図等を添付してください。

イ 事業場から300m以内の地下水の状況

(安定型廃棄物以外の廃棄物を扱う場合に記載してください。)

井戸の本数 ( 0 ) 本                      うち飲用井戸の本数 ( 0 ) 本

※ 井戸の状況を示す地図等を添付してください。

ウ 土地利用についての規制

① 都市計画

・市街化区域 ( 準工業地域 )

・市街化調整区域

② 地区等

・風致地区

・公園

・緑地保全地域

③ その他

・農業振興区域 (農用地・農用地区域外)

・農業振興地域外

・自然環境保全地域

・緑地環境保全地域

・自然公園地域

・保安林・保安施設地区

・鳥獣特別保護地区

・砂防指定地

・河川区域・河川保全区域

・急傾斜地崩壊危険区域

・地すべり防止区域

・その他 ( )

(4) 案内図 (事業場ごと及び新規又は変更前・変更後について作成してください。)

- ・ 幹線道路、駅等より記入してください。
- ・ 住宅地図等をコピーし別添とする場合は、  
場所をマーカー等ではっきりと示してください。

## (5) 産業廃棄物運搬車両運行計画

## ア 産業廃棄物運搬車両の内訳

〔事業場に搬入を計画している一日当たりの産業廃棄物運搬車両について、最大積載量の区分ごとに、予定台数を記載して下さい。〕

最大積載量の区分	車両予定台数		増加（減少） 台数
	変更前（又は新規）	変更後	
1.5 t 以下のもの	台/日	台/日	台/日
1.5 t を超え 4 t 以下のもの	<b>6</b> 台/日	台/日	<b>6</b> 台/日
4 t を超えるもの	台/日	台/日	台/日
合計車両数	<b>6</b> 台/日	台/日	<b>6</b> 台/日

※ 新規計画の場合は、変更後及び増加（減少）台数の欄に記載する必要はありません。

## イ 運搬経路

〔幹線道路に接続するまでの事業地周辺の主要な運搬経路を示した図面を添付し、図面上に運搬経路ごとの運搬車両のおおよその運行割合を記載して下さい。〕

## 4 産業廃棄物処理施設の概要

収集運搬業

### (1) 運搬施設及び運搬容器

#### ア 運搬車両一覧表

車体の形状	車両番号	最大積載量	有効期間の満了する日	(上段)所有者	変更の別
				(下段)使用者	
〇〇〇〇	大宮000あ0000	2,000kg	H00.00.00	埼玉〇〇(株)	継続・新規・削除
				埼玉〇〇(株)	
〇〇〇〇	大宮000あ0000	2,000kg	H00.00.00	埼玉〇〇(株)	継続・新規・削除
				埼玉〇〇(株)	
〇〇〇〇	大宮000あ0000	2,000kg	H00.00.00	埼玉〇〇(株)	継続・新規・削除
				埼玉〇〇(株)	
〇〇〇〇	大宮000あ0000	2,000kg	H00.00.00	埼玉〇〇(株)	継続・新規・削除
				埼玉〇〇(株)	
〇〇〇〇	大宮000あ0000	2,000kg	H00.00.00	埼玉〇〇(株)	継続・新規・削除
				埼玉〇〇(株)	
〇〇〇〇	大宮000あ0000	2,000kg	H00.00.00	埼玉〇〇(株)	継続・新規・削除
				埼玉〇〇(株)	
					継続・新規・削除
					継続・新規・削除
					継続・新規・削除
					継続・新規・削除

自動車検査証のとおり転記

所有者又は使用者が事業計画者であること

- ※ 予定の場合は、可能な範囲で記載してください。
- ※ 自動車検査証の写しを添付してください。
- ※ 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県条例によるディーゼル車規制によって粒子状物質（PM）減少装置の装着が義務付けられている車両については、**粒子状物質減少装置装着証明書**の写しも併せて添付してください。

イ 運搬施設の構造等

写真又は図面等を添付してください。

なお、感染性産業廃棄物を扱う車両の場合は、必要に応じて、構造図等を添付してください。

運搬車両の写真

写真1 斜め前から

- 注1 ナンバー及び車両の形状が明瞭に確認できるものであること。
- 2 長期間の保存に耐えうるものであること。

写真2 斜め後ろから

- 注1 ナンバー及び車両の形状が明瞭に確認できるものであること。
- 2 長期間の保存に耐えうるものであること。

写真3 荷台部分  
(感染性産業廃棄物を取り扱う場合のみ)



ウ 運搬容器一覧表

容器の名称	容器の材質	容量	数量	容器の中に入れる 廃棄物の種類	変更の別
廃蛍光管 専用コンテナ	プラスチック製	0.2m <sup>3</sup>	10	廃蛍光管	継続・ <input type="checkbox"/> 新規・削除
廃蛍光管 専用コンテナ	プラスチック製	0.4m <sup>3</sup>	10	廃蛍光管	継続・ <input type="checkbox"/> 新規・削除
					継続・新規・削除
					継続・新規・削除
					継続・新規・削除

運搬に使用する保管容器又は寸法が分かる写真を添付

※ 予定の場合は、予定の範囲で記載してください。

※ 「容器の材質」の欄は、ドラム缶の場合はその内部の材質を記載してください。

- エ 運搬容器の構造等  
写真又は図面等を添付してください。

運搬容器の写真

運搬する（特別管理）産業廃棄物の種類：

写真1 横から

注 運搬容器（感染性産業廃棄物梱包容器、  
ドラム缶、ポリタンク等）について撮影し、  
その用途（その容器を利用する産業廃棄物の  
種類）を記入すること。

写真2 上方から

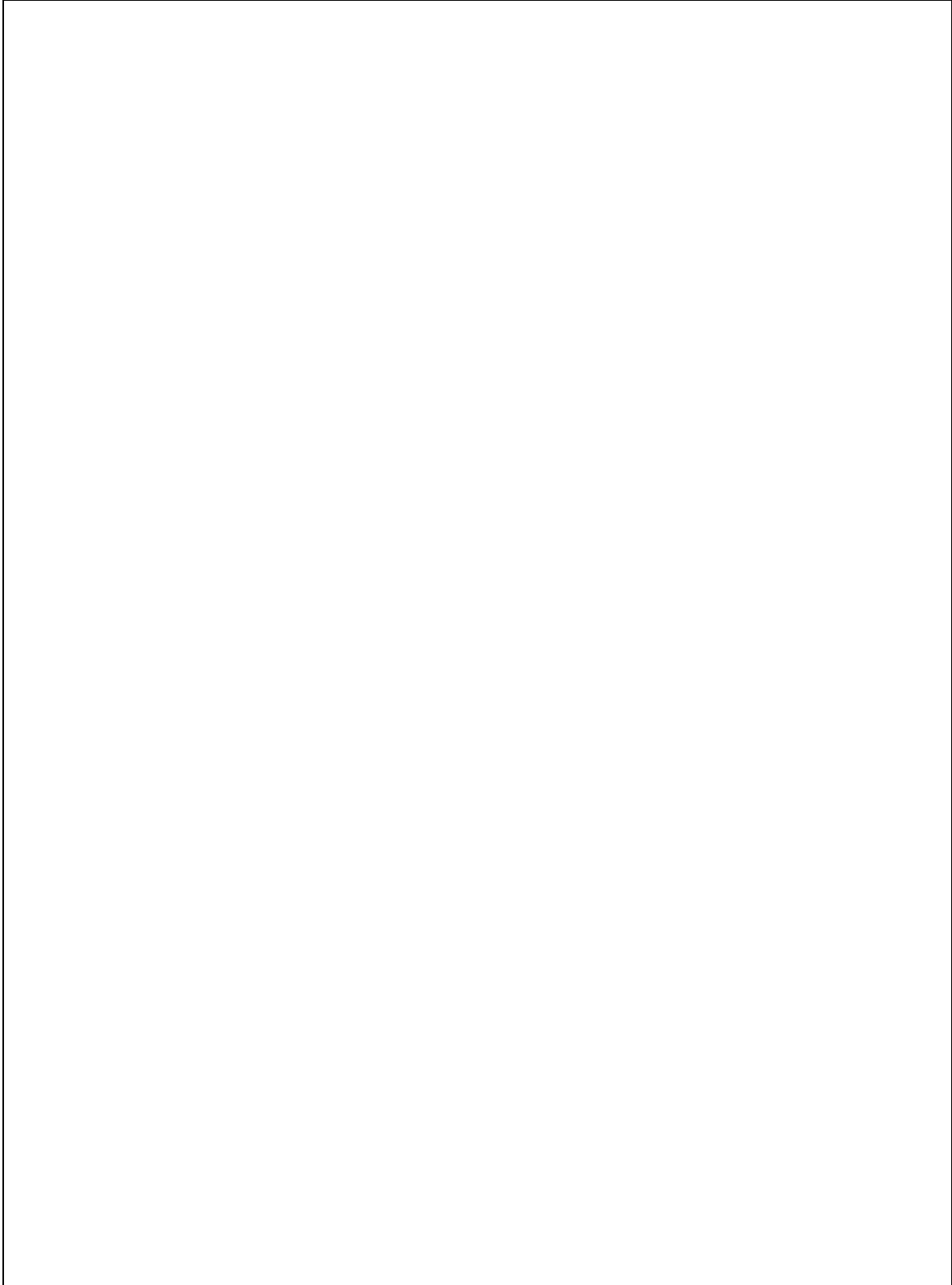
注 運搬容器の蓋等の状況が明確に確認できるもの

(2) 処理施設

事業場番号 (新規、変更後) No. 1

ア 処理工程

各事業場における処理工程全体のフロー図を新規又は変更前後それぞれ作成してください。



事業場番号（新規、変更後） No. **1**

イ 処理施設等一覧表（事業場ごとに作成してください。）

① 新規、変更後

No	処理施設名※ <sup>1</sup>	型式・能力	使用方法	廃棄物の種類
	許可年月日及び許可番号※ <sup>2</sup>			
1				
2				
3				
4				

② 変更前

No	処理施設名※ <sup>1</sup>	型式・能力	使用方法	廃棄物の種類
	許可年月日及び許可番号※ <sup>2</sup>			
1				
2				
3				
4				

※1 具体的な処理施設名（焼却施設、中和施設等）を記載してください。

※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可を受けている施設の場合のみ記載してください。

事業場番号（新規、変更後・変更前）            No.             
 処理施設番号（新規、変更後・変更前）            No.           

ウ 処理施設の概要

① 中間処理施設（処理施設ごとに作成してください）

（特別管理）産業廃棄物の種類		
施設の所在地		
事業地の面積		m <sup>2</sup>
土地所有者		本人・一部本人・他人（「事業地の状況」のとおり）
中間処理施設所有者		本人・他人
処理施設	種類	
	型式	
	処理方法	
	処理能力	
環境保全対策	水質汚濁	
	大気汚染	
	悪臭	
	振動	
	騒音	
	飛散	
	流出	
	地下浸透	
処分後の産業廃棄物の処理方法		
その他	作業時間	
	責任者	
	備考	

（注1） 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理能力計算書及び事業場全体の平面図（施設配置図）を添付してください。

（注2） 中間処理施設所有者が自社でない場合には、所有権を有することを証する書類を添付してください。

事業場番号（新規、変更後・変更前） No. \_\_\_\_\_

処理施設番号（新規、変更後・変更前） No. \_\_\_\_\_

② 最終処分場（処理施設ごとに作成してください。）

(特別管理) 産業廃棄物の種類		
施設の所在地		
事業地の面積		m <sup>2</sup>
土地所有者		本人・一部本人・他人（「事業地の状況」のとおり）
処分場	埋立面積	
	埋立容量	
	埋立処分の別	陸上・水面
	囲い・表示	
	止水設備	
	しゃ水設備	
	擁壁・えん堤	
	集排水設備	
	排水処理施設	
環境保全対策	飛散防止措置	
	流出防止措置	
	浸透防止措置	
	悪臭防止措置	
	ねずみ及び蚊等の防止措置	
その他	作業時間	
	責任者	
	備考	

(注) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び事業場全体の平面図並びに当該施設の付近の見取り図を添付してください。

※ 能力計算書を添付してください。

(3) (積替) 保管施設

事業場番号 (新規)、変更後・変更前) No. 1

ア 保管施設一覧表 (事業場ごとに作成してください。)

No	(特別管理) 産業廃棄物の種類 (処分業にあつては、処理前・後の別も記載してください。)	保管期間	保管面積	保管の高さ	保管容器※ (種類、容量、個数等)	保管状況
1	〔 積替え保管 〕 廃プラスチック類 (廃蛍光管に限る)、金属くず (廃蛍光管に限る)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光管に限る)	7 日	10.0m <sup>2</sup>	1.00m	0.2m <sup>3</sup> コンテナ6個 0.4m <sup>3</sup> コンテナ6個	屋内・屋外
2	[ ]	日	m <sup>2</sup>	m		屋内・屋外
3	[ ]	日	m <sup>2</sup>	m		屋内・屋外
4	[ ]	日	m <sup>2</sup>	m		屋内・屋外
5	[ ]	日	m <sup>2</sup>	m		屋内・屋外
6	[ ]	日	m <sup>2</sup>	m		屋内・屋外
7	[ ]	日	m <sup>2</sup>	m		屋内・屋外
8	[ ]	日	m <sup>2</sup>	m		屋内・屋外
9	[ ]	日	m <sup>2</sup>	m		屋内・屋外
10	[ ]	日	m <sup>2</sup>	m		屋内・屋外

※ 保管容器を用いずに廃棄物を保管する場合には、その数量(m<sup>3</sup>)を記載してください。

事業場番号 (新規、変更後・変更前) No. 1  
 保管施設番号 (新規、変更後・変更前) No. 1

イ 保管施設 (保管施設ごとに作成してください。)

(特別管理) 産業廃棄物の種類 〔処分業にあっては、処理前・後の別〕		〔積替え保管〕 廃プラスチック類 (廃蛍光管に限る)、金属くず (廃蛍光管に限る)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光管に限る)
保管の目的		搬出するまでの一時保管
保管の期間		7日間
施設の所在地		さいたま市〇〇区大字〇〇字〇〇100番1 以上1筆
事業地の面積		800 m <sup>2</sup>
土地所有者		<input checked="" type="checkbox"/> 本人・一部本人・他人 (「事業地の状況」のとおり)
保管の状況	施設の面積	10.0m <sup>2</sup>
	保管の高さ	1.00m
	保管状況	<input checked="" type="checkbox"/> 屋内・屋外 (耐荷重性：有・無)
	保管容器使用	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
	容器等の名称	廃蛍光管専用コンテナ
	容量及び数量	0.2m <sup>3</sup> コンテナ6個、0.4m <sup>3</sup> コンテナ6個
環境保全対策	囲い・表示	屋内で保管し、保管場所の見やすい位置に表示板を設置
	飛散防止措置	屋内保管
	流出防止措置	流出のおそれのあるものは取り扱わないため、該当なし
	浸透防止措置	浸透のおそれのあるものは取り扱わないため、該当なし
	悪臭防止措置	悪臭が発生するものは取り扱わないため、該当なし
	ねずみ及び蚊等の防止措置	必要に応じて防虫剤等の散布
その他	作業時間	9:00~17:30 (休憩1時間を含む)
	責任者	埼玉 二郎

(注1) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び事業場全体の平面図並びに当該施設の付近の見取り図を添付してください。

(注2) 屋外における保管で、施設の囲い、仕切等に直接荷重がかかる場合は、構造耐力上の安全が確保されていることの証明書類及び図面等を添付してください。



## 5 維持管理計画書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条各号に掲げる産業廃棄物処理施設である場合にあっては、環境省令で定める基準に従って、維持管理計画書を作成し、添付してください。

## 6 埋立処分計画書及び災害防止計画書

処分業（埋立処分）  
用の書類です。

処分業

産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立処分の計画を記載した書類及び環境省令で定める事項に従つて災害防止計画書を作成し、添付してください。

特別管理産業廃棄物処分業  
用の書類です。

処分業

## 7 特別管理産業廃棄物の性状の分析に関する事項

- 分析設備の概要

・ 感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処分を業として行う場合には次に掲げる書類を添付してください。

当該特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の一覧表及び当該施設の仕様書並びに説明等

## 8 技術的能力を説明する書類

技術的能力を説明する書類として、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写し（講習会の修了証が発行されるまでの間は合格通知書の写し。）を添付してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条各号に掲げる産業廃棄物処理施設である場合にあっては、技術管理者の資格を有することを証する書類を添付してください。

### 【修了証について】

- 1 産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画書の場合  
新規講習会修了証を添付してください。  
なお、他の都道府県等において許可を取得している場合、更新講習会の修了証をもって代えることができる場合があります。
- 2 産業廃棄物処理施設の変更に係る事業計画書の場合  
新規講習会修了証又は更新講習会修了証を添付してください。
- 3 修了証の有効期限  
修了証の有効期限は、講習会修了日から起算して、**新規講習会修了証は5年間、更新講習会修了証は2年間**（産業廃棄物処理施設の変更に係る事業計画書に添付する更新講習会修了証は5年間）となります。
- 4 法人にあっては、役員等<sup>※1</sup>の方が受講した修了証を申請書に添付してください。

※1 役員等とは

代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業所の代表者。

### 各事業計画書に添付できる講習会修了証の種類

事業計画の種類		事業計画書に添付できる講習会修了証					
		新規課程				更新課程	
		産廃		特管		収運	処分
		収運	処分	収運	処分		
産業廃棄物収集運搬業	設置	○		○		○ <sup>※2</sup>	
	変更	○		○		○	
特別管理産業廃棄物収集運搬業	設置			○		○ <sup>※3</sup>	
	変更			○		○	
産業廃棄物処分業	設置		○		○		○ <sup>※4</sup>
	変更		○		○		○
特別管理産業廃棄物処分業	設置				○		○ <sup>※5</sup>
	変更				○		○

※2 他の都道府県等で産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有している場合に限る。

※3 他の都道府県等で特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有している場合に限る。

※4 他の都道府県等で産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を有している場合に限る。

※5 他の都道府県等で特別管理産業廃棄物処分業の許可を有している場合に限る。

## 9 生活環境配慮書

産業廃棄物処理施設の設置等が周辺地域の生活環境に及ぼす影響を調査した結果及びこれに対する措置を講じる内容を記載した生活環境配慮書を添付してください。